

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた確認事項

国が3月28日に示した新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針では、都道府県は、管内の市町と迅速な情報共有を行い、対策を的確かつ迅速に実施するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条に基づく総合調整を行うこととなっていることから、次の点について方針を共有し、全県一丸となって感染症の拡大防止に取り組む。

1 感染拡大防止に向けた協力・連携について

検査や医療提供に係る必要な体制整備について、協力・連携していきます。

2 情報共有について

的確かつ迅速に対応できるよう、感染症の発生の状況、患者及び感染源に関する情報などを個人情報に配慮のうえ、速やかに相互共有します。

3 積極的疫学調査について

発症者については確実に積極的疫学調査を実施するとともに、無症状病原体保有者と接触した者についての感染の有無が重大視されている状況を勘案した上で、積極的疫学調査を実施します。

令和2年4月6日

広島県知事	湯崎英彦
広島市長	松井一實
呉市長	新原芳明
福山市長	枝廣直幹